**平成２１年（フ）第９９４号**
千葉県浦安市富士見１丁目４番12―101号　ビューティーハイツ
債務者　又川　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第１００１号**
千葉市花見川区畑町892番地１メゾン高橋103号
債務者　安間　舞子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第１００４号**
千葉市稲毛区稲毛東２丁目９番15号　サンコーポ103号
債務者　中里　克美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第１０４７号**
千葉県浦安市北栄３丁目６番13号　光荘202
債務者　小林麻由美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第３７４号**
石川県河北郡津幡町字津幡い１番地255　野山団地016号
債務者　林　　千栄
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第３８３号**
金沢市三池新町14番地３
債務者　木下　誠史
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第３８４号**
金沢市光が丘２丁目229番地２　市営住宅90棟202号
債務者　谷内　美香
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第４０２号**
金沢市西念３丁目12番７号　ウインドキャッスル21―103
債務者　森　　京子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第４０３号**
金沢市東山３丁目17番４号
債務者　杉木　隆幸
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第４９１号**
金沢市大桑町平42番地13　市営住宅３棟201号、従前の住所金沢市土清水１丁目405番地
債務者　勝元三千代
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第６３号**
東京都足立区六町２丁目７番21号　アルカディア・ロクチョウ103、前住所長野市宮沖179
債務者　横山由貴子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２１年（フ）第４４０号**
岐阜県各務原市那加桐野外二ケ所大字入会地６番地４　岐東ハイツⅠ　301号
債務者　坂本　三穂
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第１２２号**
岐阜県加茂郡川辺町西栃井1772番地５　ポソ101号室
債務者　伊森　恵美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２１年（フ）第３５号**
静岡県賀茂郡松崎町江奈229番地の３、住民票上の住所静岡県賀茂郡松崎町江奈299番地の３
債務者　中村　　寛
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
静岡地方裁判所下田支部

**平成２１年（フ）第２０７号**
愛知県安城市安城町甲山寺34番地４　ビーライン岡田103
債務者　大西　政子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第３３８号**
愛知県岡崎市矢作町字末広47番地13
債務者　近藤　弘一
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係